



2011年3月16日 第2011-18号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】産業政策グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

東北大地震による災害の激甚災害の指定および被災中小企業者対策について

激甚災害として指定

(3/13 中小企業庁公表)

広い範囲で甚大な被害が発生しているため、激甚災害法に基づく激甚災害として指定されました。指定等を受けて、被災中小企業者対策として、以下の措置が講じられます。

今回の災害は、被害の全容が未だ明らかではなく、一方でその拡大も予断を許さないことから、措置の対象は「全国」となります。

1. 災害関係保証の発動

市町村長等から罹災証明を受けた中小企業者に対して、信用保証協会は、別枠で保証します。(100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円。)

2. 小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長

小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金の償還期間を2年延長(7年以内 9年以内)します。

3. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助

都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業に係る補助に対する支援を行います。(都道府県が事業費の3/4を補助する場合、国はその経費の2/3を補助。)

4. 災害復旧貸付の金利引下げ

被災中小企業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で行う災害復旧貸付について、特段の

措置として、0.9%の金利引下げを行います。
(注)資金用途:運転資金又は設備資金

貸付限度額等

:日本政策金融公庫

(中小事業1.5億円、国民事業3千万円)

:商工組合中央金庫 1.5億円

貸付金利 :基準金利

(中小事業1.75%、国民事業2.25%)

(貸付期間5年以内の基準利率

(平成23年3月12日現在))

金利引下げ:貸付額のうち1千万円を上限として貸付金利から0.9%を引下げ

災害関係保証対象

災害による被害を受けた中小企業者等激甚災害(1)による直接的な被害を受けた事業所の所在地の市区町村・消防署等から、罹災証明(2)を受ける必要があります。

問い合わせ先

全国の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部及び経済産業局に特別相談窓口を設置

【日本政策金融公庫】

土日祝日 小規模企業向け TEL:

0120-220-353

中小企業向け TEL: 0120-327-790

平日 TEL: 0120-154-505

【商工組合中央金庫】

土日祝日 TEL: 0120-542-711

平日 各営業店にお問い合わせ下さい